

令和 5 年 12 月

第 18 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 97号 令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 98号 令和5年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 99号 令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

< 条例 >

- 議案第100号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第101号 尼崎市教育振興審議会条例について
- 議案第102号 尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第104号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第105号 指定管理者の指定について（尼崎市立中央北生涯学習プラザ）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザ）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザ）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザ）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザ）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザ）

- 議案第 1 1 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立身体障害者
サービスセンター）
- 議案第 1 1 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市墓園及び尼崎市
立弥生ヶ丘斎場）
- 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について（尼崎市立ユース交流セ
ンター）
- 議案第 1 1 4 号 阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加
及び同企業団規約の一部変更に関する協議について
- 議案第 1 1 5 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第 1 1 6 号 あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入につ
いて

予 算

議案第97号

令和5年度尼崎市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度尼崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782,336千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,928,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		57,035,017	13,136	57,048,153
	10 国庫補助金	10,215,029	13,136	10,228,165
45 県支出金		15,613,162	9,500	15,622,662
	10 県補助金	2,975,042	9,500	2,984,542
60 繰入金		4,509,510	17,488	4,526,998
	10 基金繰入金	4,384,952	17,488	4,402,440
65 繰越金		1,481,096	740,109	2,221,205
	05 繰越金	1,481,096	740,109	2,221,205
70 諸収入		12,604,290	2,103	12,606,393
	30 雑入	8,039,225	2,103	8,041,328
歳入合計		223,146,064	782,336	223,928,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		22,515,233	2,083	22,517,316
	05 総務管理費	19,114,886	2,083	19,116,969
15 民生費		115,440,421	40,449	115,480,870
	10 児童福祉費	34,726,125	9,554	34,735,679
	25 青少年費	1,764,401	30,895	1,795,296
40 土木費		15,736,304	564,400	16,300,704
	30 都市計画費	4,316,702	564,400	4,881,102
50 教育費		18,079,286	175,404	18,254,690
	05 教育総務費	6,229,587	65,212	6,294,799
	40 保健体育費	4,971,148	110,192	5,081,340
歳出合計		223,146,064	782,336	223,928,400

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
20 衛生費	10 保健所費	保健所維持管理事業	21,000
40 土木費	30 都市計画費	小田南公園関係事業	185,136

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
(仮称)健康ふれあい体育館整備事業	令和6年度	12,368
小田南公園関係事業	令和6年度	241,900

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 6 号)

議97-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	57,035,017	13,136	57,048,153			
10 項 国庫補助金	10,215,029	13,136	10,228,165			
10 目 総務費補助金	4,787,770	3,636	4,791,406	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	3,636	○ (総合政策局) 補助率 10/10 物価高騰対策にかかる事業実施に伴う補正 3,636
15 目 民生費補助金	3,469,318	9,500	3,478,818	地域子ども 子育て支援 事業費交付 金	9,500	○ (こども青少年局) 補助率 1/3 児童ホーム事務の効率化を図るため、ICT T化を推進することに伴う補正 9,500

議97-8

歳入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,509,510	17,488	4,526,998			
10 項 基金繰入金	4,384,952	17,488	4,402,440			
05 目 財政調整基金繰入金	2,581,767	10,680	2,592,447	財政調整基 金繰入金	10,680	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 10,680
55 目 学校給食費調整基金繰入金	-	6,808	6,808	学校給食費 調整基金繰 入金	6,808	○ (教育委員会事務局) これまで通りの栄養バランスのとれた学校 給食を実施するため、小中学校等の物価高 騰相当分を負担することに伴う補正 6,808

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1,481,096	740,109	2,221,205			
05 項 繰越金	1,481,096	740,109	2,221,205			
05 目 繰越金	1,481,096	740,109	2,221,205	繰越金	740,109	○ (資産統括局) 補正財源として繰越金を補正 740,109

議97-10

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	12,604,290	2,103	12,606,393			
30 項 雑 入	8,039,225	2,103	8,041,328			
20 目 雑 入	8,039,223	2,103	8,041,326	学校給食費 収入	2,103	○ (教育委員会事務局) これまで通りの栄養バランスのとれた学校 給食を実施するため、小中学校等の物価高 騰相当分を負担することに伴う補正 2,103

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	22,515,233	2,083	22,517,316	特定財源 0 一般財源 2,083			
05 項 総務管理費	19,114,886	2,083	19,116,969	特定財源 0 一般財源 2,083			
55 目 財産管理費	8,288,318	2,083	8,290,401	一般財源 2,083	12 委 託 料	2,083	○ 旧かんなみ地域暫定利用事業費（経済環境局 ） 旧かんなみ地域の取得済み建物を、暫定的な 店舗として利活用することに伴う補正

議97-12

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	115,440,421	40,449	115,480,870	特定財源 22,636 一般財源 17,813			
10 項 児童福祉費	34,726,125	9,554	34,735,679	特定財源 3,636 一般財源 5,918			
20 目 保育所費	260,427	9,554	269,981	国庫支出金 3,636 一般財源 5,918	10 需 用 費	9,554	○ 公立保育所運営事業費（こども青少年局） 9,554 これまで通りの栄養バランスのとれた給食を 実施するため、公立保育所の物価高騰相当分 を負担することに伴う補正

歳 出
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 項 青少年費	1,764,401	30,895	1,795,296	特定財源 19,000 一般財源 11,895			
15 目 児童育成費	508,869	30,895	539,764	国庫支出金 9,500	10 需 用 費	30,873	○ 児童ホーム整備事業費（こども青少年局） 30,895 児童ホーム事業の効率化を図るため、ICT 化を推進することに伴う補正
				県支出金 9,500 一般財源 11,895	12 委 託 料	22	

議97-14

歳 出
40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土 木 費	15,736,304	564,400	16,300,704	特定財源 0 一般財源 564,400			
30 項 都市計画費	4,316,702	564,400	4,881,102	特定財源 0 一般財源 564,400			
25 目 公 園 費	2,427,419	564,400	2,991,819	一般財源 564,400	18 負担金、補 助及び交付 金	564,400	○ 小田南公園関係事業費（都市整備局） 564,400 小田南公園における地中埋設物の撤去処分に 係る費用を負担することに伴う補正

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	18,079,286	175,404	18,254,690	特定財源 8,911 一般財源 166,493			
05 項 教育総務費	6,229,587	65,212	6,294,799	特定財源 0 一般財源 65,212			
25 目 教育諸費	3,187,453	65,212	3,252,665	一般財源 65,212	18 負担金、補助及び交付金	65,212	○ 丹波少年自然の家事務組合負担金（総合政策局） 丹波少年自然の家事務組合が令和5年度末で解散することに伴い、財産処分及び職員処遇に係る負担金を負担することに伴う補正

議97-16

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	4,971,148	110,192	5,081,340	特定財源 8,911 一般財源 101,281			
09 目 学校給食物 資調達費	1,542,743	110,192	1,652,935	その他 8,911 一般財源 101,281	10 需 用 費	110,192	○ 給食物資調達関係事業費（教育委員会事務局 110,192 ） これまで通りの栄養バランスのとれた学校給 食を実施するため、小中学校等の物価高騰相 当分を負担することに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費	保健所維持管理事業	21,000	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	小田南公園関係事業	185,136	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

議97-18

3 債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支 出 額		令 和 5 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
(仮称)健康ふれあい 体 育 館 整 備 事 業	12,368			令和6年度まで	12,368				12,368	
小 田 南 公 園 関 係 事 業	241,900			令和6年度まで	241,900				241,900	

議案第 98 号

令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計予算第 5 条の債務負担行為をすることができる限度額について、次のとおり補正する。

事 項	期 間	補正前限度額	補正後限度額
工業用水道施設 建設改良事業	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	721,902 千円	736,371 千円

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 財 源
令和5年度提出分						
工業用水道施設 建設改良事業	736,371	—	—	令和5年度 から 令和7年度 まで	736,371	736,371

議案第99号

令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和5年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算第5条の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
SG グランドチャンピオン 開催運営事業	令和5年度から 令和6年度まで	98,621千円

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 財 源
令和5年度提出分						
SGグランドチャンピオン 開催運営事業	98,621	—	—	令和5年度 から 令和6年度 まで	98,621	98,621

条 例

議案第100号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「及び期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

(尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例の一部改正)

第2条 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例(昭和42年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 尼崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「、会計年度任用職員」を「、当該職員」に、「期末手当等」を「期末手当」に改め、同条第2項中「(会計年度任用職員に該当する職員を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員に該当する職員については、当該職員以外の職員に支給される勤勉手当との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

(尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例

第1条中「及び期末手当」を「並びに期末手当及び勤勉手当」に改める。

第4条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当)」に改め、同条第1項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第2項中「次項」を「第4項」に、「期末手当等」を「期末手当」に改め、同条第3項中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に、「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、第1項の勤勉手当(次項において「勤勉手当」という。)の額について準用する。この場合において、前項中「期末手当の」とあるのは、「勤勉手当の」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

2 尼崎市職員の厚生制度に関する条例(昭和55年尼崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

(説明)

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第101号

尼崎市教育振興審議会条例について

尼崎市教育振興審議会条例を次のように制定する。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市教育振興審議会条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市教育振興審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、審議会を置く。

- (1) 市の教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める計画をいう。）に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により教育委員会が行う同項の点検及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市における教育の振興に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委嘱等)

第4条 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 前条第2項の臨時委員（以下「審議会臨時委員」という。）は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において教育委員会が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 審議会臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第8条 審議会は、委員（議事に関係のある審議会臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員（審議会臨時委員を含む。以下同じ。）で組織する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 第4条第2項及び第5条第3項の規定は第3項の臨時委員（以下

「部会臨時委員」という。) について、第 6 条第 2 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第 4 条第 2 項中「会長」とあるのは「会長及びその属すべき部会の部会長」と、第 6 条第 3 項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第 1 項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、「を含む。次項」とあるのは「及び次条第 3 項の臨時委員を含む。同条第 5 項において読み替えて準用する次項」と、同条第 2 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第 10 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（部会にあっては、その属する委員（部会臨時委員を含む。））以外の者について、それぞれその会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(尼崎市立高等学校教育審議会条例の廃止)

2 尼崎市立高等学校教育審議会条例（昭和 60 年尼崎市条例第 8 号）は、廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第 7 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(説 明)

尼崎市教育振興審議会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 102 号

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「（総合老人福祉センターを除く。以下同じ。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 尼崎市指定管理者選定委員会条例（平成 25 年尼崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 16 項を削り、第 17 項を第 16 項とし、第 18 項から第 22 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 23 項を削り、第 24 項を第 22 項とし、第 25 項から第 31 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表備考中「第 17 項、第 21 項、第 22 項、第 24 項から第 26 項まで、第 28 項及び第 29 項」を「第 16 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項及び第 27 項」に改める。

別表第 2 中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げ、第 13 項を削り、第 14 項を第 12 項とし、第 15 項から第 19 項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表備考中「第 8 項、第 12 項及び第 14 項から第 17 項」を「第 7 項及び第 11 項から第 15 項」に改める。

(説 明)

尼崎市立総合老人福祉センターの次期指定管理者を、非公募で選定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 103 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 10 条中「又は第 19 条の 2 の 2 第 1 項」を「、第 19 条の 2 の 2 第 1 項、第 19 条の 2 の 3 第 1 項又は第 19 条の 2 の 4」に改め、同条第 2 号エ中「又は第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項又は第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 15 条の 3 中「と第 14 条」を「及び第 14 条」に、「との合計額。第 18 条」を「の合計額。第 18 条第 1 項及び第 2 項」に、「及び第 19 条の 2 の 2 第 1 項」を「、第 19 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号並びに第 19 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号」に改める。

第 15 条の 3 の 2 中「同条第 1 項又は」を「同条第 1 項、」に、「同条第 1 項の」を「同条第 1 項、第 19 条の 2 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項又は第 19 条の 2 の 4 の」に改め、同条第 2 号イ中「又は第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項又は第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 3 の 10 中「と第 15 条の 3 の 6」を「及び第 15 条の 3 の 6」に、「との合計額。第 18 条」を「の合計額。第 18 条第 1 項及び第 2 項」に、「同条第 1 項及び」を「同条第 1 項、」に、「同条第 1 項に」を「同条第 1 項第 1 号並びに第 19 条の 2 の 3 第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項第 1 号に」に改める。

第15条の4中「同条第1項」の次に「、第19条の2の3第3項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4」を加え、同条第2号イ中「又は第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項」に改める。

第18条第1項中「）となった場合」の次に「（以下この条において「保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等」という。）」を加え、「又は第4項」を「及び第4項」に、「次項」を「以下この条」に、「同じ。）若しくは」を「同じ。）、」に、「同じ。）に」を「同じ。）、第19条の2の3第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第19条の2の4に」に改め、同条第2項中「若しくは第19条の2の2第1項」を「、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項若しくは第19条の2の4」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合等又は保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合で、被保険者でない者又は他の世帯に属する者が一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（第19条の2の3第1項に規定する出産被保険者で、その免除対象期間（同項に規定する免除対象期間をいう。）内にあるものをいう。以下この条において同じ。）となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（介護納付金賦課被保険者でない者に限る。）が当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者が当該世帯に属する被保険者でなくなったときその他市長が別に定める異動が生じたときにおける保険料の賦課額の算定は、同項及び第19条の2の4並びに前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

第19条の2第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改め、同条第3項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは

「第15条の3の3又は第15条の3の6」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2第4項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の2第1項中「掲げる額の」を「規定する基礎賦課額の」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

第19条の2の2第3項後段を次のように改める。

この場合において、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の2の次に次の2条を加える。

第19条の2の3 対象出産被保険者（出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）で、当該年度内にその免除対象期間（出産の予定日（規則で定める場合にあっては、出産の日）の属する月（以下この条において「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3月前の月）から出産予定月等の翌々月までの期間をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部があるものをいう。以下この条において同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から第2号及び第3号に掲げる額の合計額を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

- (1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

- (2) 当該対象出産被保険者に係る当該年度分の基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「所得割免除額」という。）（当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る所得割免除額の合計額）
- (3) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「均等割免除額」という。）（当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る均等割免除額の合計額）
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「被保険者を」とあるのは「介護納付金賦課被保険者を」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条」とあるのは「第15条の5」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。
- 第19条の2の4 保険料の納付義務者が、第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合並びに次条及び付則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する納付義務者、第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条に

において同じ。)に規定する納付義務者又は前条第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する納付義務者の2以上に該当するときは、その保険料の賦課額は、第19条の2第1項、第19条の2の2第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額を参酌して市長が別に定めるところにより算定した額とする。

第19条の5の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第19条の6 世帯主は、その世帯に出産被保険者が属することとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該出産被保険者について、この条の規定による届出がなくても市長が第19条の2の3第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用に必要な事項を確認することができるとき及び同条第1項の規定が適用されることとなることがないときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定並びに付則第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第18条第1項及び第2項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第18条第3項、第19条の2の3第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)及び第19条の2の4の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用する。

- 4 令和5年度分の保険料に係る改正後の条例の規定の適用については、改正後の条例第19条の2の3第1項第2号中「属する期間」とあるのは、「属する期間（令和6年1月1日以後の期間に限る。次号において同じ。）」とするほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。
- 5 改正後の条例第19条の6の規定は、出産被保険者（改正後の条例第19条の2の3第1項に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）でその免除対象期間（同項に規定する免除対象期間をいう。）にこの条例の施行の日以後の期間が含まれるものについて適用する。
- 6 世帯主は、この条例の公布の際現に自ら若しくはその世帯に属する被保険者が出産被保険者（出産の日が令和5年10月31日以前である者を除く。以下同じ。）であるとき又はこの条例の公布の日以後その世帯に出産被保険者が属することとなったときは、この条例の施行前においても、市長が別に定めるところにより、その旨を市長に届け出ることができる。

（委任）

- 7 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 104 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 27 年尼崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立南武庫之荘保育所の項を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立南武庫之荘保育所を社会福祉法人へ移管するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第105号

指定管理者の指定について

尼崎市立中央北生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立中央北生涯学習プラザ |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市東難波町2丁目14番1号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ
代表者
尼崎市昭和通2丁目7番16号
公益財団法人尼崎市文化振興財団
副理事長 村 山 保 夫 |
| 4 | 指定期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立中央北生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ	
代表者	尼崎市昭和通2丁目7番16号 公益財団法人尼崎市文化振興財団 副理事長 村山 保夫
構成員	尼崎市東難波町5丁目19番5号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 代表理事 岩田 強

議案第106号

指定管理者の指定について

尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立小田北生涯学習プラザ 尼崎市潮江1丁目11番1-101号
- (2) 尼崎市立小田南生涯学習プラザ 尼崎市長洲中通1丁目6番10号

2 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役 坂 下 芳 史

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説明)

尼崎市立小田北生涯学習プラザ及び尼崎市立小田南生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第107号

指定管理者の指定について

尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立大庄北生涯学習プラザ 尼崎市大島3丁目9番25号
- (2) 尼崎市立大庄南生涯学習プラザ 尼崎市大庄西町3丁目6番14号

- 2 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史

- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立大庄北生涯学習プラザ及び尼崎市立大庄南生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第108号

指定管理者の指定について

尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立立花北生涯学習プラザ 尼崎市塚口町3丁目39番地の7
- (2) 尼崎市立立花南生涯学習プラザ 尼崎市栗山町2丁目25番28号

2 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説明)

尼崎市立立花北生涯学習プラザ及び尼崎市立立花南生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第109号

指定管理者の指定について

尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和5年12月5日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立武庫東生涯学習プラザ 尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
- (2) 尼崎市立武庫西生涯学習プラザ 尼崎市武庫の里1丁目13番29号

- 2 指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史

- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(説 明)

尼崎市立武庫東生涯学習プラザ及び尼崎市立武庫西生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 110 号

指定管理者の指定について

尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

(1) 尼崎市立園田東生涯学習プラザ 尼崎市食満 5 丁目 8 番 4 6 号

(2) 尼崎市立園田西生涯学習プラザ 尼崎市食満 2 丁目 1 番 1 号

2 指定管理者 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ
代表者

尼崎市昭和通 2 丁目 7 番 1 6 号

公益財団法人尼崎市文化振興財団

副理事長 村 山 保 夫

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立園田東生涯学習プラザ及び尼崎市立園田西生涯学習プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者	尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ
代表者	尼崎市昭和通2丁目7番16号 公益財団法人尼崎市文化振興財団 副理事長 村山 保夫
構成員	尼崎市東難波町5丁目19番5号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 代表理事 岩田 強

議案第 1 1 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市七松町 3 丁目 8 番 8 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号
社会福祉法人尼崎市社会福祉事業団
理事長 吹 野 順 次 |
| 4 | 指定期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 1 2 号

指定管理者の指定について

尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市弥生ヶ丘墓園 尼崎市弥生ヶ丘町
- (2) 尼崎市西難波墓園 尼崎市西難波町 2 丁目
- (3) 尼崎市立弥生ヶ丘斎場 尼崎市弥生ヶ丘町 1 番 1 号

2 指定管理者 大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体
代表者

大阪府中央区備後町 1 丁目 7 番 1 0 号

大林ファシリティーズ株式会社大阪支店

取締役常務執行役員大阪支店長

松 井 秀 雄

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市墓園及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 大林ファシリティーズ・五輪グループ共同企業体	
代表者	大阪府中央区備後町1丁目7番10号 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店 取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀雄
構成員	富山市奥田新町12番3号 株式会社五輪 代表取締役 宮本 岳司朗

議案第 1 1 3 号

指定管理者の指定について

尼崎市立ユース交流センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立ユース交流センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市若王寺 2 丁目 1 8 番 4 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎ユースコンソーシアム
代表者
西宮市甲風園 1 丁目 3 番 1 2 号
特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー
理事長 松 本 学 |
| 4 | 指定期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立ユース交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 尼崎ユースコンソーシアム	
代表者	西宮市甲風園1丁目3番12号 特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 理事長 松本 学
構成員	尼崎市東園田町3丁目30番地の14 一般社団法人ポノポノプレイス 代表理事 吹野 加代
構成員	大阪市住之江区南加賀屋4丁目4番19号 特定非営利活動法人み・らいず2 代表理事 河内 崇典
構成員	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号ハーバーセンター 5階神戸市青少年会館内 特定非営利活動法人こうべユースネット 理事長 辻 幸志

議案第 1 1 4 号

阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について

阪神水道企業団に明石市を加え、それに伴い同企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体で協議を行うため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和 3 7 年兵庫県指令地第 1 7 0 0 号）の一部を次のように改める。

	「神戸市		「神戸市	
	尼崎市		尼崎市	
第 2 条中	西宮市	を	西宮市	に改める。
	芦屋市		芦屋市	
	宝塚市」		宝塚市	
			明石市」	

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

阪神水道企業団に明石市を加えるため、同企業団規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体で協議を行う必要があることから、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、本案を提出する。

議案第 115 号

あらたに生じた土地の確認について

本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

尼崎市 長 松 本 眞

あらたに生じた土地の所在	面 積
尼崎市船出 26 番、27 番、 28 番 1、28 番 3、37 番 から 39 番地先の公有水面埋 立地及び尼崎市船出 31 番地 先の公有水面	235, 577. 20 平方メートル

(説 明)

公有水面埋立工事のしゅん功等に伴い、あらたに生じた土地として確認する必要があることから、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

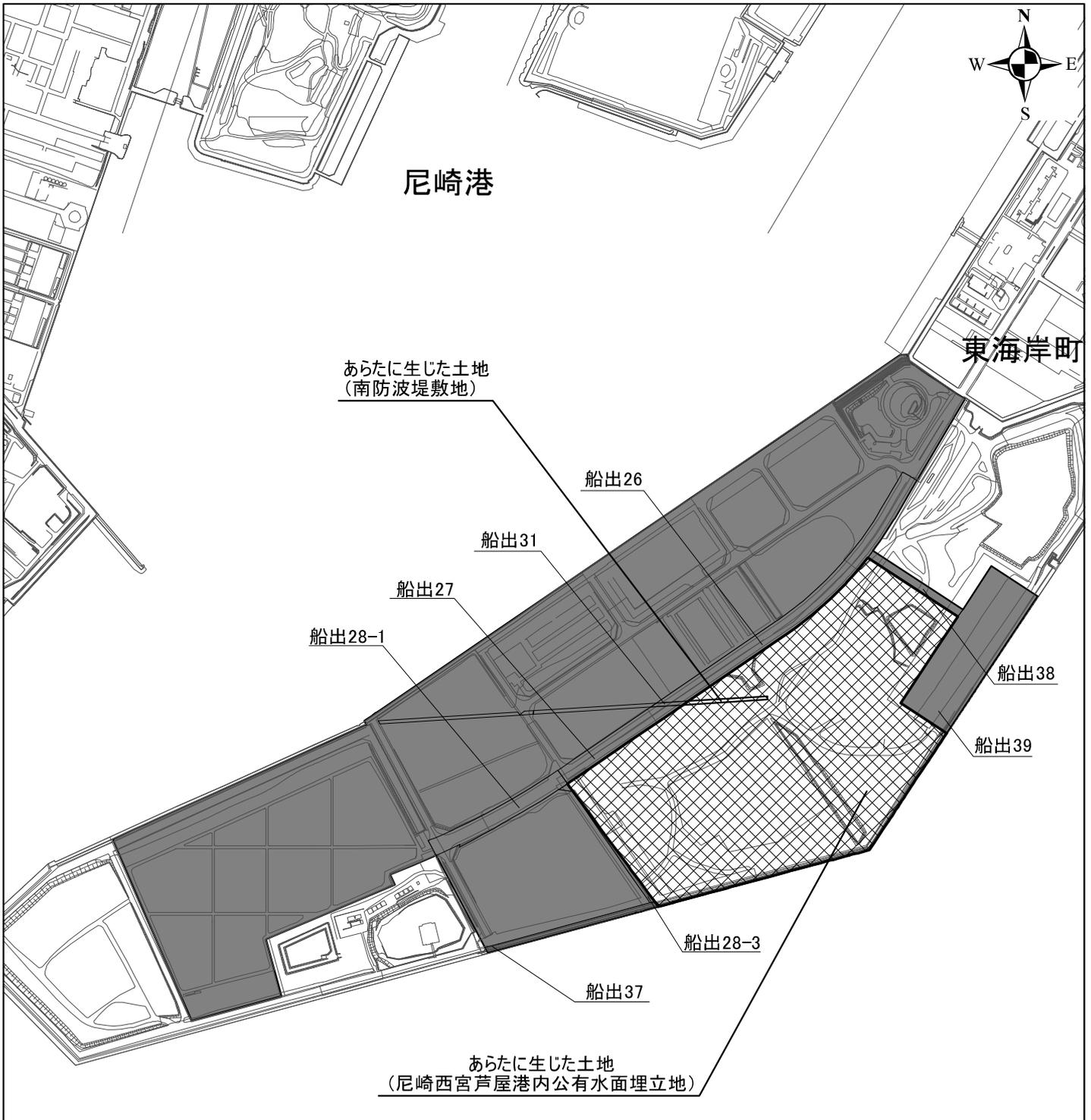
I 尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立工事のしゅん功認可通知等の概要

	尼崎西宮芦屋港内公有 水面埋立地	尼崎西宮芦屋港内公有 水面（南防波堤敷地）
所在地	尼崎市船出26番、27番、28番1、28番3、37番から39番地先の公有水面埋立地	尼崎市船出31番地先の公有水面
施行者	兵庫県	国土交通省
しゅん功認可年月日及び しゅん功認可番号	令和5年10月27日 兵庫県指令港第 1280号の2	
あらたに生じた土地の面積	234,635.21 平方メートル	941.99 平方メートル
	合計 235,577.20平方メートル	
全体計画面積	約113ha	

II あらたに生じた土地図（別紙）

あらたに生じた土地図

別紙



凡例



あらたに生じた土地

(面積 : 235, 577. 20㎡)



既に町に編入されている区域

(面積 : 602, 622. 67㎡)

議案第 1 1 6 号

あらたに生じた土地の既存の町の区域への編入について

公有水面の埋立て等によりあらたに生じた土地を、次のとおり既存の町の区域に編入するため、議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

編入する区域（あらたに生じた土地）		編入先の町
所在地	面積	
尼崎市船出 2 6 番、2 7 番、2 8 番 1、2 8 番 3、3 7 番から 3 9 番地先の公有水面埋立地及び尼崎市船出 3 1 番地先の公有水面	2 3 5, 5 7 7. 2 0 平方メートル	船出

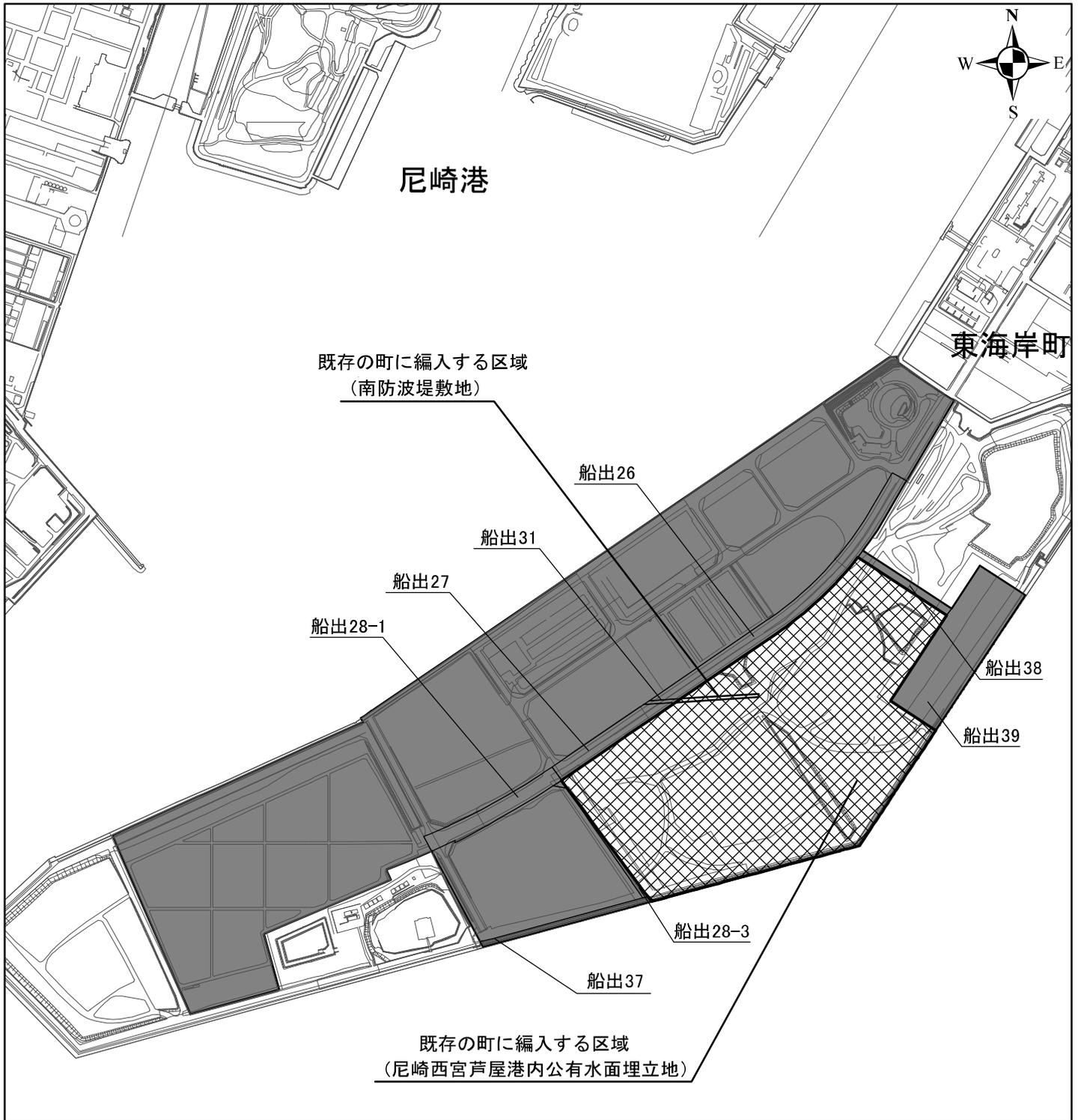
（説 明）

公有水面埋立工事のしゅん功等に伴い、あらたに生じた土地を既存の町の区域に編入する必要があることから、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

- I 尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立工事のしゅん功認可通知等の概要
議案第115号（あらたに生じた土地の確認について）参照
- II 編入する区域図（別紙）

編入する区域図



凡例

-  既存の町に編入する区域 (面積 : 235,577.20㎡)
-  既に町に編入されている区域 (面積 : 602,622.67㎡)